

台湾国立空中大学社会科学系主催・国際会議講演に関する報告

ヘルスサービス開発センター客員教授・本澤巳代子

<プログラム>

2019年3月29日「2019年社会変化における今日的課題に関する国際学術会議—福祉国家における新しい課題」

午前の部：国際的学者の専門講演（ドイツ語）

オーストリア：ザルツブルク大学、Walter J. Pfeil 教授「オーストリアにおける介護給付」

日本：筑波大学、本澤巳代子名誉教授「日本における家族と介護」

午後の部：台湾諸大学研究者の研究報告（7名）

<招へい経緯>

2018年8月にドイツ・ミュンヘンにあるマックス・プランク・社会法・社会政策研究所にて、同研究所主任研究員・Eva Maria Hohnerlein 博士の紹介で、ドイツ・イエナ大学で博士学位を取得した台湾の国立空中大学社会科学系准教授 Ku-Yen Lin 女史（専門は社会保障法、特に医療保険・介護保険）と知り合った。彼女から、1月に今回の講演依頼があった。

今回のオーストリア側の講演内容に関わるオーストリアの介護手当法については、同法の施行される1993年に週刊社会保障1746号にて紹介しており、その後の制度内容の変化などに本澤自身も関心を持った。また、本澤が日本で初めて紹介したドイツの介護保険制度（1994年、ジュリスト1056号）との関係についても、隣国のオーストリアの研究者の話聞く良い機会になると思い、講演を引き受けた。私からは、ドイツ語での講演テーマとして「日本における介護保険」または「日本における家族と介護」を提案したところ、台湾側の意向で後者について講演することとなった。

台湾では、現政権となって頓挫したが、前政権ではドイツ、日本、韓国における介護保険制度を参考とし、介護保険制度を新たに導入するための法案が作成されていた。そのことから、第2次大戦前に日本法の影響を受けた台湾では、現在の日本における家族法と家族関係の現状、介護保険給付と家族介護の関係について関心があるものと思われた。

<講演内容>

オーストリアでは、歴史的に、医療は連邦法による医療保険、介護ニーズは元々各州の州法による給付として展開されてきた。1993年には、介護ニーズが独自の社会的リスクとして認識され、共通の統一的な介護保障に関する連邦と州の国家契約が締結された。この国家契約によれば、連邦は、インフォーマルな介護者に対する社会保険の保険料を負担するとともに、2011年までの9つの州の介護手当法を憲法改正により2012年から連邦介護手当法とした。現物給付としては、各州が、施設介護（部分施設介護を含む）および訪問

介護（大抵の場合には、社会扶助として補足的なもの）ならびに社会福祉職のための職業法を規定している。その結果、租税財源による現金給付は、要介護者の毎月の介護需要および付加的基準（非日常的な経費、継続的な見守り、寝たきり状態）に従って、要介護者の収入や年齢に関わらず支給されるのに対し、現物給付は、収入によって保険料の金額が異なる財源によって支給されるが、専ら施設入所を前提としているため、施設入所できない者は現物給付を受給できない状況にある。現物給付に対する法的請求権を確立すること、外国人労働者による 24 時間介護の経費負担なども考える必要がある。

日本では、一方では、家族法では家族介護は要求されていないものの、社会的には家族介護がなおも当然視される傾向があり、特に女性を中心に介護離職も多く、家族介護者の多くは女性（妻や娘や嫁）が占めている。介護保険制度の導入によって、家族介護者の負担はある程度軽減はされたが、介護保険給付が現物給付のみであり、しかも非常に多岐にわたり複雑化しすぎたため、要介護者や家族介護者はもちろん、ケアマネージャーですら把握困難な状態に陥っている。保険給付である現物給付は、よりシンプルなものとするとともに、家族介護者のために、社会保険料負担や現金給付の支給の可能性を認めるべきではないかとの問題提起を行った。

<質疑応答と結論>

オーストリアの現金給付を中心に、2 者の講演に対する質疑応答が行われた。その結果、オーストリアは現金給付中心、日本は現物給付中心であるが、ドイツのように両方の給付を要介護者や家族介護者が自由に選択し、両者を組み合わせることも含め、より利用しやすくすべきであるとの結論に達した。